

令和8年度（2026年版）水質検査計画の素案説明

1 検査計画策定に係る根拠

- ・ 水道法第20条第1項（水質検査）
- ・ 水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査）
- ・ 水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について（平成4年12月21日付衛水第270号）
- ・ 福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画（令和8年度改定見込み）

2 令和8年度の水質検査計画の改定趣旨

令和8年度の水質検査計画の素案（以下「新規計画」という。）の構成は、令和7年度の水質がほぼ例年並みで推移し、現時点までに水質基準等の超過もないことから、現行計画（令和7年度）をベースに長期的な水質変動の把握に努めるものとし、次により、本編及び資料編に主な改定又は差替を加えます。

(1) 水質評価地点における過去3年間の平均水質

給・配水地点（水質評価地点）の通年水質については、「水質基準項目」及び「水質管理目標設定項目」につき、直近3年分（令和4年度～令和6年度）を平均化し、表1のとおり、評価値20%を超える地点抽出を行いましたので、当該水質評価を踏まえ、新規計画の本編中「3 原水及び給水の水質の状況」の時点修正をします。

表1 過去3年間の平均値が評価値20%を超える水質評価地点【水質評価】

（上水道）

区分	浄水施設	給水・配水	水質基準／水質管理目標	評価値の超過危険率
上水道	平浄水場	平配水	有機物(TOC)	23%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	50%
			臭気強度 (TON)	33%
		平沼ノ内給水	クロロホルム	23%
			総トリハロメタン	25%
			トリクロロ酢酸	27%
			ブロモジクロロメタン	27%
			有機物(TOC)	23%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	43%
臭気強度 (TON)	33%			

		久之浜給水	クロロホルム 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン 有機物(TOC) 抱水クロラール 有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	30% 30% 33% 30% 23% 25% 43% 33%
上水道	平浄水場・上野原浄水場 (R7迄)	小川給水	クロロホルム 総トリハロメタン ブロモジクロロメタン 有機物(TOC) 有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	23% 23% 23% 23% 43% 33%
上水道	上野原浄水場	上野原配水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	40% 33%
		R4 内郷給水 R5～好間給水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	43% 33%
		常磐給水	クロロホルム トリクロロ酢酸 有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	23% 27% 40% 33%
上水道	泉浄水場	泉配水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	43% 33%
		玉川給水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	47% 33%
		湯本給水	クロロホルム 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	25% 22% 30% 40% 33%
上水道	山玉浄水場	山玉配水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	33% 33%
上水道	山玉浄水場・法田第二ポンプ場	勿来給水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量) 臭気強度 (TON)	37% 33%
		中之作給水	遊離炭酸	30%

			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	33%
			臭気強度 (TON)	33%
上水道	山玉浄水場・法田第二ポンプ場・泉浄水場・平浄水場	江名給水	遊離炭酸	25%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	40%
			臭気強度 (TON)	33%
上水道	法田第一ポンプ場	法田第一給水	遊離炭酸	55%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	30%
			臭気強度 (TON)	33%
上水道	法田第二ポンプ場	法田第二給水	遊離炭酸	50%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	30%
			臭気強度 (TON)	33%

(簡易水道)

区分	浄水場	給水・配水	水質基準／水質管理目標	評価値の超過危険率
簡易水道	川前浄水場	川前給水	クロロホルム	40%
			総トリハロメタン	29%
			トリクロロ酢酸	53%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	43%
			臭気強度 (TON)	33%
簡易水道	旅人浄水場	旅人給水	ヒ素及びその化合物	30%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	27%
			臭気強度 (TON)	33%
簡易水道	上遠野浄水場	上遠野給水	クロロホルム	28%
			総トリハロメタン	23%
			トリクロロ酢酸	30%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	57%
			臭気強度 (TON)	33%
簡易水道	鷹ノ巣浄水場	鷹ノ巣給水	有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	47%
			臭気強度 (TON)	33%
簡易水道	入遠野浄水場	入遠野給水	クロロホルム	25%
			トリクロロ酢酸	27%
			有機物等 (KMnO ₄ 消費量)	57%
			臭気強度 (TON)	33%

※ 表中「評価値の超過危険率」の朱書きは、四捨五入して50%以上の項目を意味します。

(2) 資料編の見直し

現行計画の資料編については、本来、検査計画上充実すべき検査方法や過年度の検査結果を踏まえた検査回数等の情報に乏しく、全般的な体裁の見直しが必要であったことから、表2のとおり、従前の「資料3(1)～資料6(2)」を削除し、新規計画については、新たに「資料3(1)～資料5(2)」として差替えます。

なお、新規計画の資料編「資料4(3) 水質管理目標設定項目の検査回数」中No.11 農薬類については、現行計画の検査において6月及び9月の年に2回であったものを同物質の使用が多くなる6月のみとし、年に1回に減じています。

表2 資料3(1)～資料6(2)の削除

令和7年度	令和8年度
資料3(1) 水質基準項目の検査回数 (現行) (略)	
資料3(2) 水質基準項目の概要 (現行) (略)	
資料4(1) 水質管理目標設定項目の検査回数 (現行) (略)	
資料4(2) 要監視項目の検査回数 (現行) (略)	
資料5(1) 水質管理目標設定項目の概要 (現行) (略)	(削除)
資料5(2) 要監視項目の概要 (現行) (略)	
資料6(1) 市が独自に行う検査項目の検査回数 (現行) (略)	
資料6(2) 市が独自に行う検査項目の概要 (現行) (略)	

表2 資料3(1)～資料5(2)の新規差替

令和7年度				令和8年度													
(新規)				資料3(1) 水質基準項目の検査方法 (差替)													
				No.	項目	基準値	検査方法	分類									
				1	一般細菌	100 個/mL 以下	標準寒天培地法	病原生物									
				2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法										
				3～47	(略)	(略)	(略)	(略)									
				48	pH値	5.8～8.6	ガラス電極法	基礎的性状									
				49	味	異常でないこと	官能法										
				50	臭気	異常でないこと	官能法										
				51	色度	5 度以下	透過光測定法										
				52	濁度	2 "	透過光測定法										
				(新規)				資料3(2) 水質基準項目の検査回数 (差替)									
								No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		水道法定検査頻度	緩和可能な法定検査頻度	令和8年度検査頻度	令和8年度検査回数(回/年)		
										上水道	簡易水道				原水	配水	給水
								1	一般細菌	3 個/mL	4 個/mL	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12
2	大腸菌	< 回	< 回					月に1回以上	-	月に1回	12	12	12				
3～19	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA) *3	< "	< "					年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回(又は2回)	2	-	4(2)				
21～41	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
42	陰イオン界面活性剤	< "	< "					年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4				
43	ジェオスミン *2	0.000003 "	< "					月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4				
44	2-メチルイソボルネオール *2	0.000001 "	< "					月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4				
45	非イオン界面活性剤	< "	< "					年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4				
46	フェノール類	< "	< "					年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4				
47～52	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
*1 水源に(表流水)を含む水系の代表地点等について、4月～10月の間、1月に検査を行います。																	
*2 水源に(表流水)を含む地点について、藻類が発生しやすい夏季等に検査を行います。																	
*3 水系の代表地点等について、上水道は年に4回、簡易水道は年に2回、原水はいずれも年に2回の検査を行います。																	

令和7年度

令和8年度

資料4(1) 水質管理目標設定項目の検査方法 (差替)

No.	項目	目標値	検査方法	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	無機物 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002 " (暫定)	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 "	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
4~6	(略)	(略)	(略)	(略)
7	亜塩素酸	0.6 "	—	消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6 "	—	消毒剤
9~26	(略)	(略)	(略)	(略)

* 網掛けの項目は、消毒剤としての使用がないため、検査を行いません。

資料4(2) 要監視項目の検査方法 (差替)

No.	項目	目標値	検査方法	備考
要1	モリブデン及びその化合物	0.07 mg/L以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	無機物 重金属
要2	キシレン	0.4 "	バージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法	有機物

(新規)

資料4(3) 水質管理目標設定項目の検査回数 (差替)

No.	項目	過去3年間の最高値 (配水・給水)		検査回数 (回/年)		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
1	アンチモン及びその化合物	< mg/L	0.0003 mg/L	4	4	4
2	ウラン及びその化合物	< "	< "	4	4	4
3	ニッケル及びその化合物	< "	0.005 "	4	4	4
4	1,2-ジクロロエタン	< "	< "	4	4	4
5	トルエン	< "	< "	4	4	4
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	< "	< "	4	4	4
7	亜塩素酸 *1	— "	— "	—	—	—
8	二酸化塩素 *1	— "	— "	—	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.003 "	0.002 "	—	4	4
10	抱水クロラール	0.009 "	0.006 "	—	4	4
11	農薬類 *2	< "	0.02 "	1	—	1
12	残留塩素	1.0 mg/L	0.5 mg/L	—	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) *4	62 "	54 "	4	4	4
14	マンガン及びその化合物 *4	< "	< "	4	4	4
15	遊離炭酸 *3	16 "	2.0 "	4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	< "	< "	4	4	4
17	メチル-tert-ブチルエーテル	< "	< "	4	4	4
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	2.0 "	3.0 "	2	2	2
19	臭気強度	1	1	4	4	4

		(TON)					
20	蒸発残留物 *4	110 mg/L	97 mg/L	4	4	4	
21	濁度 *4	0.3 度	< 度	12	12	12	
22	pH値 *4	8.3	8.2	12	12	12	
23	腐食性(ランゲリア指数)	-0.8	-0.6	4	4	4	
24	従属栄養細菌	28 個/mL	90 個/mL	-	4	4	
25	1,1-ジクロロエチレン	< mg/L	< mg/L	4	4	4	
26	アルミニウム及びその化合物 *4	0.06 "	0.01 "	4	4	4	

*1 消毒剤としての使用がないため、検査を行いません。
 *2 水系の代表地点等について、検査を行います。
 *3 水源が[地下水]である地点について、検査を行います。
 *4 網掛け項目は、水質基準項目と重複します。

資料 4 (4) 要監視項目の検査回数 (差替)

No.	項目	過去3年間の最高値 (配水・給水)		検査回数 (回/年)		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
要1	モリブデン及びその化合物	< mg/L	0.009 mg/L	1	1	-
要2	キシレン	< "	< "	4	4	4

令和7年度	令和8年度																																																																											
(新規)	<p>資料 5 (1) 市が独自に行う検査項目の検査方法 (差替)</p> <p>クリプトスポリジウム等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>分析方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ク1</td> <td>クリプトスポリジウム</td> <td>- 個/10L</td> <td>蛍光抗体染色-顕微鏡検査法</td> <td rowspan="2">病原性微生物</td> </tr> <tr> <td>ク2</td> <td>ジアルジア</td> <td>- "</td> <td>蛍光抗体染色-顕微鏡検査法</td> </tr> <tr> <td>ク3</td> <td>クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)</td> <td>- MPN/100mL</td> <td>特定酵素基質培地法</td> <td rowspan="2">病原生物の指標</td> </tr> <tr> <td>ク4</td> <td>クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)</td> <td>- 個/10mL</td> <td>ハンドフォード改良寒天培地法</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>分析方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電気伝導率</td> <td>- μ S/cm</td> <td>電極法</td> <td rowspan="4">基礎的性状</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>BOD</td> <td>- mg/L</td> <td>光学式センサ法</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>COD</td> <td>- "</td> <td>過マンガン酸カリウム滴定法</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>硫酸イオン</td> <td>- "</td> <td>イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>アルカリ度</td> <td>- "</td> <td>滴定法</td> <td rowspan="2">味</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>酸度</td> <td>- "</td> <td>滴定法</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>カルシウム硬度</td> <td>- "</td> <td>滴定法</td> <td rowspan="5">基礎的性状</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>- "</td> <td>ろ過法</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>総窒素</td> <td>- "</td> <td>紫外線吸光度法</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>総リン</td> <td>- "</td> <td>ペルオキシ二硫酸カリウム分解法</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>アンモニア態窒素</td> <td>- "</td> <td>1-ナフトール吸光度法</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	目標値	分析方法	備考	ク1	クリプトスポリジウム	- 個/10L	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法	病原性微生物	ク2	ジアルジア	- "	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法	ク3	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)	- MPN/100mL	特定酵素基質培地法	病原生物の指標	ク4	クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)	- 個/10mL	ハンドフォード改良寒天培地法	No.	項目	目標値	分析方法	備考	1	電気伝導率	- μ S/cm	電極法	基礎的性状	2	BOD	- mg/L	光学式センサ法	3	COD	- "	過マンガン酸カリウム滴定法	4	硫酸イオン	- "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法	5	アルカリ度	- "	滴定法	味	6	酸度	- "	滴定法	7	カルシウム硬度	- "	滴定法	基礎的性状	8	浮遊物質(SS)	- "	ろ過法	9	総窒素	- "	紫外線吸光度法	10	総リン	- "	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	11	アンモニア態窒素	- "	1-ナフトール吸光度法
No.	項目	目標値	分析方法	備考																																																																								
ク1	クリプトスポリジウム	- 個/10L	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法	病原性微生物																																																																								
ク2	ジアルジア	- "	蛍光抗体染色-顕微鏡検査法																																																																									
ク3	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)	- MPN/100mL	特定酵素基質培地法	病原生物の指標																																																																								
ク4	クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)	- 個/10mL	ハンドフォード改良寒天培地法																																																																									
No.	項目	目標値	分析方法	備考																																																																								
1	電気伝導率	- μ S/cm	電極法	基礎的性状																																																																								
2	BOD	- mg/L	光学式センサ法																																																																									
3	COD	- "	過マンガン酸カリウム滴定法																																																																									
4	硫酸イオン	- "	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法																																																																									
5	アルカリ度	- "	滴定法	味																																																																								
6	酸度	- "	滴定法																																																																									
7	カルシウム硬度	- "	滴定法	基礎的性状																																																																								
8	浮遊物質(SS)	- "	ろ過法																																																																									
9	総窒素	- "	紫外線吸光度法																																																																									
10	総リン	- "	ペルオキシ二硫酸カリウム分解法																																																																									
11	アンモニア態窒素	- "	1-ナフトール吸光度法																																																																									

12	トリハロメタン生成能	-	"	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	消毒副生物の指標
----	------------	---	---	----------------------------------	----------

資料 5 (2) 市が独自に行う検査項目の検査回数 (差替)

クリプトスポリジウム等

No.	項目	過去3年間の最高値 (原水)		検査回数 (回/年)			
		上水道	簡易水道	原水		配水	給水
				①	②		
ク1	クリプトスポリジウム	< 個/10L	< 個/10L	2	2	-	-
ク2	ジアルジア	1 "	< "	2	2	-	-
ク3	クリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌)	2,400 MPN/100mL	1,700 MPN/100mL	12	2	-	-
ク4	クリプトスポリジウム指標菌 (嫌気性芽胞菌)	69 個/10mL	6 個/10mL	12	2	-	-

①ろ過施設のない浄水場 … (汚染判断レベル3: 法田第一、法田第二) 及び (汚染判断レベル1: 旅人) の原水

②ろ過施設のある浄水場 … (汚染判断レベル4: 平、上野原、泉、山玉、川前、上遠野、鷹ノ巣、入遠野) の原水

その他の項目

No.	項目	過去3年間の最高値 (配水・給水)		検査回数 (回/年)		
		上水道	簡易水道	原水	配水	給水
1	電気伝導率	220 μ S/cm	140 μ S/cm	12	12	12
2	BOD *1*3	1.6 mg/L	4.7 mg/L	4	-	-
3	COD *1*3	13 "	21 "	4	-	-
4	硫酸イオン	19 "	13 "	4	4	4
5	アルカリ度	64 "	62 "	4	4	4
6	酸度 *2	18 "	2 "	4	4	4
7	カルシウム硬度	47 "	41 "	4	4	4
8	浮遊物質 (SS) *3	90 "	89 "	4	-	-
9	総窒素 *1*3	1.5 "	1.5 "	4	-	-
10	総リン *1*3	0.21 "	0.14 "	4	-	-
11	アンモニア態窒素 *1*3	0.23 "	0.23 "	4	-	-
12	トリハロメタン生成能 *3	0.11 "	0.13 "	4	-	-

*1 水源が [表流水] [ダム] である地点について、検査を行います。

*2 水源が [地下水] である地点について、検査を行います。

*3 網掛け項目は、過去3年間の原水のデータです。

(3) 検査回数の緩和措置の運用

新規計画については、法定の検査回数に係る緩和措置【補足のとおり】を適用しませんが、令和9年度の運用に向けて、水質評価地点における本年度確定後の直近3年間（令和5年度～令和7年度）の観測データを評価し、表3のとおり、過去に不検出であった「陰イオン界面活性剤」などについて、緩和措置の検討を始めます。

なお、PFOS・PFOAについては、令和8年度に、「水質管理目標設定項目」から「水質基準項目」に引き上げられることから、新規計画の本編及び資料編につき、所要の修正をし、今後3年間の観測データを踏まえて緩和措置の適用を検討します。

【補足】

水道法では、水道法施行規則第15条第1項の規定に基づき、項目に応じて検査結果が過去3年間すべて基準値の5分の1以下（評価値の20%以下）の場合、又は、検査結果が過去3年間すべて基準値の10分の1以下（評価値の10%以下）の場合について、翌年度以降の検査回数を最大3年に1回まで緩和することが認められています。〔令和8年度新規計画「資料3(2)水質基準項目の検査回数」のとおり〕

表3 緩和措置の将来適用の検討
令和8年度

資料3(2) 水質基準項目の検査回数 (本起案)										資料3(2) 水質基準項目の検査回数 (検討)													
No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		水道法定検査頻度	緩和可能な法定検査頻度	令和8年度検査頻度	令和8年度検査回数(回/年)			No.	項目	過去3年間の最高値(配水・給水)		水道法定検査頻度	緩和可能な法定検査頻度	令和8年度検査頻度	令和8年度検査回数(回/年)						
		上水道	簡易水道				原水	配水	給水			上水道	簡易水道				原水	配水	給水				
1	一般細菌	3	個/mL	4	個/mL	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12	1	一般細菌	3	個/mL	4	個/mL	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12
2	大腸菌	<	回	<	回	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12	2	大腸菌	<	回	<	回	月に1回以上	-	月に1回	12	12	12
3~19	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3~19	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA) *3	<	#	<	#	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回(又は2回)	2	-	4(2)	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタニル酸(PFOA) *3	<	#	<	#	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回(又は2回)	2	-	4(2)
21~41	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	21~41	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
42	陰イオン界面活性剤	<	"	<	"	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4	42	陰イオン界面活性剤 *4	<	"	<	"	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に1回	1	1	1
43	ジェオスミン *2	0.00000	#	<	#	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4	43	ジェオスミン *2	0.00000	#	<	#	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4
44	2-メチルイソボルネオール *2	0.000001	#	<	#	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4	44	2-メチルイソボルネオール *2	0.000001	#	<	#	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4
45	非イオン界面活性剤	<	"	<	"	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に4回	4	4	4	45	非イオン界面活性剤 *4	<	"	<	"	年に4回以上	3年に1回以上(基準値の10%以下)又は年に1回以上(基準値の20%以下)	年に1回	1	1	1
46	フェノール類	<	"	<	"	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	4	4	4	46	フェノール類 *4	<	"	<	"	月に1回以上	適宜(藻類発生時期)	月に1回(藻類発生時期)	1	1	1
47~52	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	47~52	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*1 水源に(表流水)を含む水系の代表地点等について、4月~10月の間、1月に検査を行います。
 *2 水源に(表流水)を含む地点について、藻類が発生しやすい夏季等に検査を行います。
 *3 水系の代表地点等について、上水道は年に4回、簡易水道は年に2回、原水はいずれも年に2回の検査を行います。

*1 水源に(表流水)を含む水系の代表地点等について、4月~10月の間、1月に検査を行います。
 *2 水源に(表流水)を含む地点について、藻類が発生しやすい夏季等に検査を行います。
 *3 水系の代表地点等について、上水道は年に4回、簡易水道は年に2回、原水はいずれも年に2回の検査を行います。
***4 水質評価地点について、過去3年間の検査結果がすべて定値下限値未満であった場合は、緩和措置を適用する。(判断基準の案)**

(4) 放射性物質の検査体制の適正化

現行計画については、福島県策定の実施要領（いわき地域）に基づき、水道水の放射性物質モニタリング検査及び市独自の補完検査として、浄水施設 8～11 地点で週に 3 回（年に 156 回）の調査をしており、その他、原水、配水及び給水の 37 地点で毎月の定期検査として追加調査（年に 12 回）をしています。

新規計画については、原発事故から十数年が経過し、全地点で検出限界値未満（不検出）が継続している現状を踏まえ、これまで定期検査に位置付けていた市単独の追加調査（年に 12 回）を廃止し、平時に係る福島県策定の実施要領（いわき地域）及びその補完を基本とした週に 3 回（年に 156 回）の検査体制に改めます。

併せて、北部と南部の代表 2 地点で実施してきた水道水 100 L 濃縮検査（年に 1 回）についても、過去の検査結果につき、放射性セシウムの濃度が検出限界値付近（管理目標値 10 ベクレル/kg の 1,000 分の 1 未満）で推移し、十分に水道水の安全性が確認されていることから、当該事業を廃止します。

なお、新規計画の本編は、所要の修正をし、資料編は、表 4 のとおり、差替えます。

表 4 放射性物質の検査体制の適正化

令和 7 年度							令和 8 年度				
資料 7 放射性物質の検査回数（現行）							資料 6 福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査（差替）				
測定の種類	項目	管理目標値	頻度	検査回数 回/年 *5			備考				
				原水 (取水前)	配水 (浄水場出口)			給水 (蛇口)			
				①	②						
①福島県の飲料水の放射性物質モニタリング検査実施要領に基づき検査 *1 ②市が独自判断で行う検査（上記の補完検査） *2	放射性ヨウ素 131	—	①週1回 ②週2回 計週3回	—	52	104	—				
	放射性セシウム 134	合計 10Bq/kg 以下		—	52	104	—				
	放射性セシウム 137	—		—	52	104	—				
市が単独で行う検査（定期検査） *3	放射性ヨウ素 131	—	月1回	12	12		12				
	放射性セシウム 134	合計 10Bq/kg 以下		12	12	12					
	放射性セシウム 137	—		12	12	12					
市が単独で行う検査（水道水 100 L 濃縮検査） *4	放射性ヨウ素 131	—	年1回	—	1	—	—				
	放射性セシウム 134	合計 10Bq/kg 以下		—	1	—					
	放射性セシウム 137	—		—	1	—					

*1 ① 平、上野原、泉、山玉、法田第一、法田第二、川前、旅人、上遠野、鷹ノ巣、入遠野
*2 ② 平、上野原、泉、山玉、法田第二、川前、鷹ノ巣、入遠野
*3 毎月水質検査の全地点（資料2）
*4 （北部）平、（南部）山玉
*5 年間の検査回数については変動がある場合があります。

No.	項目	管理目標値	分析方法	備考
放1	放射性ヨウ素 131	—	ゲルマニウム半導体検出器による方法	残留放射性物質
放2	放射性セシウム 134	合計 10 Bq/kg 以下		
放3	放射性セシウム 137			

* 福島県が策定する「水道水の放射性物質モニタリング検査実施要領（いわき地域）」に基づく検査及びその補完検査を行います。

No.	項目	頻度	検査回数 (回/年) *3		
			原水	配水 (浄水施設)	給水
放1	放射性ヨウ素 131	週3回 (週1回 *1) (週2回 *2)	—	156 (52 *1) (104 *2)	—
放2	放射性セシウム 134				
放3	放射性セシウム 137				

*1 平、上野原、泉、山玉、法田第一、法田第二、川前、旅人、上遠野、鷹ノ巣、入遠野〔浄水施設 11 地点〕
*2 平、上野原、泉、山玉、法田第二、川前、鷹ノ巣、入遠野〔浄水施設 8 地点〕
*3 年間の検査回数については、変動がある場合があります。

(3) 放射性物質の検査結果

給水、配水、原水の検査結果は、これまで数十年にわたり、すべての地点（毎月水質検査地点）で検出限界値未満です。

次に、現行計画の付録「いわき市好間工業用水道事業の概要」について、測定方法に係る日本産業規格の改正がありましたので、表5のとおり、新規計画につき、所要の修正をします。

また、令和8年度には、いわき市工業用水道事業給水条例（令和4年いわき市条例第12号）第9条（水質基準）の一部改正が予定されていることから、同表のとおり、新規計画の付録について、所要の修正をします。

なお、次年度以降については、前述のとおり、市単独事業であった水道水源に係る放射性物質モニタリング検査（定期検査）を廃止することから、今後、利害関係者からの意見として、新たに残留放射性物質に係る配水検査の意向があれば、追加検討をすることとします。

表5 放射性物質の好間工業用水事業に係る測定方法等

令和7年度	令和8年度																																																
<p>付録（現行） 3 水質の測定 (略) 測定地点：(略) 測定方法：工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）の規定に基づく日本産業規格K0101（工業用水試験方法）及びこれに適用のある自動測定法</p> <p><取水及び配水> 表1 <u> </u>測定項目及び測定頻度（北部浄水場管理室の中央監視室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>測定項目</th> <th>基準値*</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水温</td> <td>25度以下</td> <td>毎日（連続）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* (略)</p> <p><配水> 表2 <u> </u>測定項目及び測定頻度（水質管理センター）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>測定項目</th> <th>基準値</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水温</td> <td>25度以下 *1</td> <td>年に2回</td> </tr> <tr> <td>2～9</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～*2 (略)</p>	No.	測定項目	基準値*	測定頻度	1	水温	25度以下	毎日（連続）	(略)	(略)	(略)	(略)	No.	測定項目	基準値	測定頻度	1	水温	25度以下 *1	年に2回	2～9	(略)	(略)	(略)	<p>付録（改定） 3 水質の測定 (略) 測定地点：(略) 測定方法：日本産業規格 JIS K 0102（工業用水・工場排水試験方法）及びこれに適用のある自動測定法</p> <p><取水及び配水> 表1 <u>毎日</u>測定項目及び測定頻度（北部浄水場管理室の中央監視室）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>測定項目</th> <th>基準値*</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水温</td> <td>常温</td> <td>毎日（連続）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* (略)</p> <p><配水> 表2 <u>定期</u>測定項目及び測定頻度（水質管理センター）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>測定項目</th> <th>基準値</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水温</td> <td>常温 *1</td> <td>年に2回</td> </tr> <tr> <td>2～9</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～*2 (略)</p>	No.	測定項目	基準値*	測定頻度	1	水温	常温	毎日（連続）	(略)	(略)	(略)	(略)	No.	測定項目	基準値	測定頻度	1	水温	常温 *1	年に2回	2～9	(略)	(略)	(略)
No.	測定項目	基準値*	測定頻度																																														
1	水温	25度以下	毎日（連続）																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
No.	測定項目	基準値	測定頻度																																														
1	水温	25度以下 *1	年に2回																																														
2～9	(略)	(略)	(略)																																														
No.	測定項目	基準値*	測定頻度																																														
1	水温	常温	毎日（連続）																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
No.	測定項目	基準値	測定頻度																																														
1	水温	常温 *1	年に2回																																														
2～9	(略)	(略)	(略)																																														

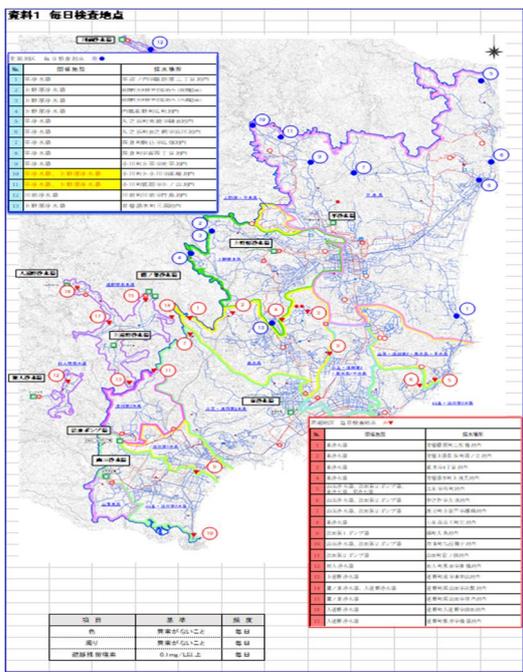
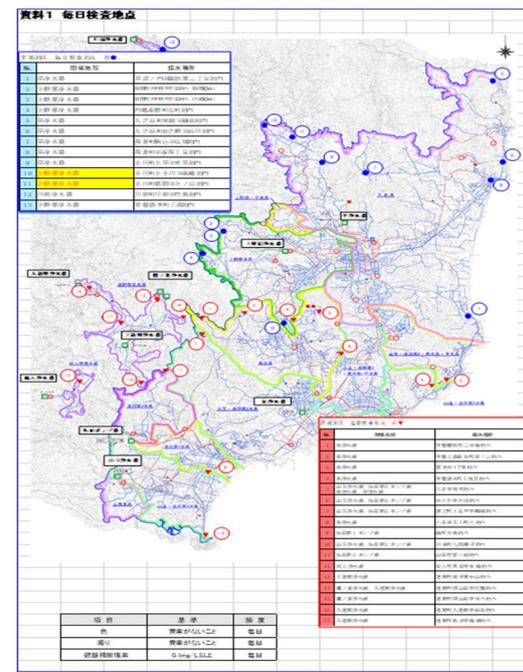
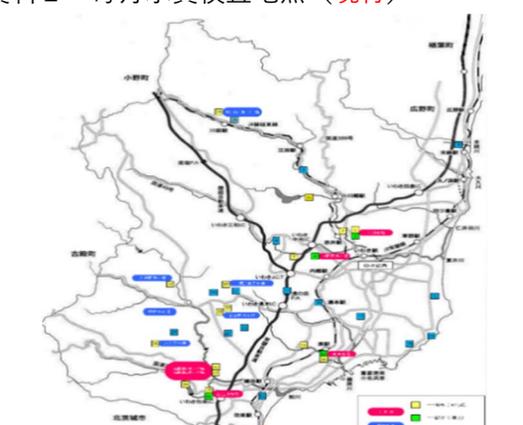
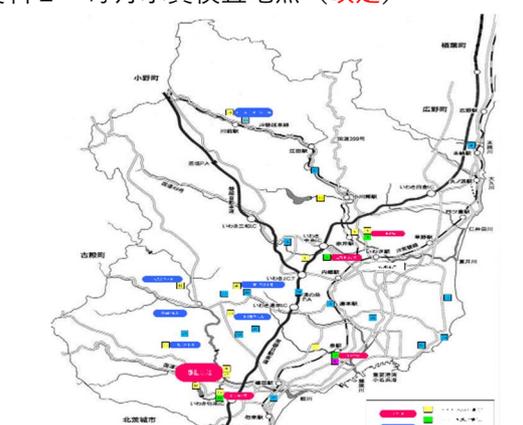
(5) 水系切替に伴う水道概況の変更等

令和7年度中に、好間ポンプ場の効率化に伴い平浄水場水系から上野原浄水場水系への配水運用の一部見直しがありましたので、表6のとおり、新規計画の資料編「資料1 毎日検査地点」に所要の修正をします。

また、「No.37 上野原浄水場【原水】女ノ沢川」については、令和4年度から「予備水源」として検査を開始しましたが、生活排水の寄与が高く源水に適さないことが分かりましたので、新規計画の本編、同表のとおり、資料編「資料2 毎月水質検査地点」から削除します。

なお、「予備水源」については、視認しやすくするため、配色等を変更します。

表6 水系切替に伴う水道概況の変更等

令和7年度	令和8年度																																
<p>資料1 毎日検査地点 (現行)</p>  <p>資料1 毎日検査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>検査頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常</td> <td>常</td> <td>常</td> <td>常</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>備</td> <td>備</td> <td>備</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td>予</td> <td>予</td> <td>予</td> </tr> </tbody> </table>	種別	番号	名称	検査頻度	常	常	常	常	備	備	備	備	予	予	予	予	<p>資料1 毎日検査地点 (改定)</p>  <p>資料1 毎日検査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>検査頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常</td> <td>常</td> <td>常</td> <td>常</td> </tr> <tr> <td>備</td> <td>備</td> <td>備</td> <td>備</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td>予</td> <td>予</td> <td>予</td> </tr> </tbody> </table>	種別	番号	名称	検査頻度	常	常	常	常	備	備	備	備	予	予	予	予
種別	番号	名称	検査頻度																														
常	常	常	常																														
備	備	備	備																														
予	予	予	予																														
種別	番号	名称	検査頻度																														
常	常	常	常																														
備	備	備	備																														
予	予	予	予																														
<p>資料2 毎月水質検査地点 (現行)</p>  <p>資料2 毎月水質検査地点</p>	<p>資料2 毎月水質検査地点 (改定)</p>  <p>資料2 毎月水質検査地点</p>																																

No.	検査地点	採水場所	関係施設	No.	検査地点	採水場所	関係施設
1~5	(略)	(略)	(略)	20~24	(略)	(略)	(略)
6	平・上野原混合 【給水】小川	小川町上 小川字高 島	平浄水場・ 上野原浄 水場	25	川前浄水 場【給水】	川前町川 前字竹島	
7	上野原浄水場 【原水】	好間町上 好間字大 畑		26	旅人浄水 場【原水】	田人町黒 田字川崎	旅人浄 水場
8	上野原浄水場 【給水】	好間町上 好間字上 野原		27	旅人浄水 場【給水】	田人町黒 田字掛橋	
9	上野原浄水場 【給水】好間	好間町大 利字戸作 田		28~35	(略)	(略)	(略)
10	上野原浄水場 【給水】常磐	常磐湯本 町三番		36	泉浄水場【 工業用水】	泉町六丁目	泉浄水場
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	37	上遠野浄水 場【原水】女 沢川	遠野町遠字 内盛	上遠野浄 水場
11~19	(略)	(略)	(略)				

(略)

No.	検査地点	採水場所	関係施設	No.	検査地点	採水場所	関係施設
1~5	(略)	(略)	(略)	20~24	(略)	(略)	(略)
(線下)	(削除)	(削除)	(削除)	25	川前浄水 場【給水】	川前町川 前字竹島	
6	上野原浄水場 【原水】	好間町上 好間字大 畑	上野原浄 水場	26	旅人浄水 場【原水】	田人町黒 田字川崎	旅人浄 水場
7	上野原浄水場 【配水】	好間町上 好間字上 野原		27	旅人浄水 場【給水】	田人町黒 田字掛橋	
8	上野原浄水場 【給水】好間	好間町大 利字戸作 田		28~35	(略)	(略)	(略)
9	上野原浄水場 【給水】常磐	常磐湯本 町三番		36	泉浄水場【 工業用水】	泉町六丁目	泉浄水場
10	上野原浄水場 【給水】小川	小川町上 小川字高 島		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
11~19	(略)	(略)	(略)				

(略)

(水質年報から参考引用)

(水質年報から参考引用)

図 I 3 (2) 浄水施設位置、給水区域 (現行)

図 I 3 (2) 浄水施設位置、給水区域 (改定)

